

1. 平成22年第7回郡上市議会臨時会議事日程（第1日）

平成22年11月29日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
日程2 会期の決定
日程3 議案第168号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程4 議案第169号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程5 議案第170号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程6 議案第171号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程7 報告第18号 専決処分の報告について

2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

21番 金子智孝

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美
郡上市民病院 事務局長	猪島敦	国保白鳥病院 事務局長	日置良一
郡上市 代表監査委員	齋藤仁司		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	羽田野利郎
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合保隆		

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員の皆様方には、大変御多用の中を御出席いただきまして、ありがとうございます。また、理事者側も日置市長初め、全理事者御出席でございます。よろしく願いをいたします。

ただいまから平成22年第7回郡上市議会臨時会を開会いたします。

本臨時会は、議案が4件、報告が1件であります。どうかよろしく御協力のほどをお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は、21番 金子智孝君であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には18番 森藤雅毅君、19番 美谷添生君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（池田喜八郎君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る11月22日の議会運営委員会において協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日11月29日の1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日11月29日の1日と決定をいたしました。

会期日程については、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席をいただき、まことにありがとうございました。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 開会に当たり、ここで日置市長よりごあいさつをお願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

平成22年第7回郡上市議会臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつ及び提案説明を行いたいと存じます。

本日、平成22年第7回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、提出議案の説明に先立ちまして、まずもって議員各位初め、市民の皆様におわびを申し上げなければならないことがございます。

今月6日に、既に新聞報道をされましたけれども、平成16年度から平成20年度の農林水産省所管国庫補助事業を対象とした会計検査員の検査において、不適正な会計処理が指摘をされました。他の国庫事業においても、同様の処理がなかったか現在調査をしているところでございますが、市政への信頼を損なうものとして市民の皆様からも厳しい御意見をいただいているところでございます。まことに申しわけなく存じているところであります。今後、二度とこのような事態を起こさないよう、規則遵守の意識を強く持って事業推進に当たるよう職員には厳しく指示をしたところであります。

それでは、今臨時会に提案をいたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案第168号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。議会議員の議員報酬等の適正化を図るため、人事院勧告に伴う郡上市特別職報酬等審議会の答申を受け、期末手当の減額をするための所要の改正を行うものであります。

次に、議案第169号は、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。市長及び副市長の給与の適正化を図るため、人事院勧告に伴う郡上市特別職報酬等審議会の答申を受け、月例給及び期末手当の減額をするための所要の改正を行うものであります。

議案第170号は、郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。教育長の給与の適正化を図るため、市長及び副市長と同様の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第171号は、郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。平成22年人事院勧告、並びに国の一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえて、職員の給与及び勤務条件の適正化を図るため、月例給及び期末・勤勉手当の減額をするための所要の改正を行うものであります。

以上が本臨時会に提案をいたしました議案の概要でございます。

このほか、専決処分の報告がございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつ並びに議案の提案説明といたします。ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

◎議案第168号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程3、議案第168号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） おはようございます。

それでは、議案第168号につきまして、御提案申し上げます。

議案第168号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年11月29日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、議会議員の議員報酬等の適正化を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、この改正条例の本文がございます。改正の中身につきましては、一段置きまして、第5条第2項中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の205」に改めるというものでございます。

附則におきまして、1、2とありますが、平成22年12月1日から施行をするということと、それから2にありますように、この12月に支給する期末手当の額につきましては、改正後の郡上市議会議員この条例第5条第2項の規定にかかわらず、「100分の205」とあるのは「100分の200」とすると。こういう附則ということとさせていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、新旧対照表で御説明を申し上げたいと思います。

これまで、第5条の第2項によりまして、この下線部分の前後でございますけれども、従来の条例におきましては、6月に支給する期末手当につきましては100分の195と、12月に支給する場合には100分の220これに乗じて得た額にということで、期末手当の額の算定をされておりますが、今般の改正では、この6月支給分につきましては、100分の190と。100分の5を減ずる。それから12月に支給するものにつきましては、100分の205ですから100分の20を減ずるということでございます。

先般の全員協議会におきまして、ことしの人事院勧告の概要、またそれに基づきます郡上市においての報酬審議会に対しましての市長からの諮問、また審議の経過と答申内容につきましては、御報告を申し上げたところでございますが、ただいまの条例改正に関する部分につきまして、再度口頭で御報告を申し上げたいと思います。

ことしの人事院勧告におきまして、特例給、いわゆる期末・勤勉手当につきましては、民間の支給割合が公務員の支給割合に対して、比較するということにおきまして、民間は3.97月であり約0.18月の格差が出ておるといところで、人勤におきましては、現在の4.15月を3.95月に改定をするというふうな中身のものでございました。これは、国の職員の改定に関するものでございますが、郡上市の特別職報酬等審議会、この審議におきましては、郡上市の市長から諮問がなされておりまして、本改正条例に関することにつきましては、三つの中の一つとして議会議員を含む常勤の特別職職員及びこの議会議員の期末手当ということにつきまして、人勤どおり年間の支給割合を現行4.15月から3.95月へあわせまして、0.2ヵ月分を減ずるといことについて諮問をさせていただいたところでございます。これにつきましては、報酬審議会におかれましても、慎重審議の結果として、この諮問については妥当とするというふうな答申をいただいております。

なお、冒頭の附則のところ、この改定にかかわらず100分の205とあるのは、100分の200とするというふうにしておりますところにつきましては、この春の6月分に既に100分の95を支給されておることからの調整でございます。年間の支給の割合を全体で100分の395ということになりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、本議案につきましての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 全協のときにも説明があったんですけども、議員の報酬については、この期末だけが減額という提案になっておりますけれども、毎月の報酬については答申の中に説明があったと思うんですが、その提案については全協での提案、ないしは委員会での提案で済んだというように考えてみえるのか、別にそれは提案しなくてもいいか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 本日の御提案をさせていただきました一部改正につきましては、以上の中身でございます。

ただいま野田議員から御指摘の点につきましては、報酬審議会に対する諮問におきましても、

ここの表現につきましては、ちょっと読ませていただきますけれども、「議会議員については、平成19年12月議会で、議員定数条例の改正がなされ、平成20年4月11日からは、本市の法定上限数26人を5人下回る21人の新たな定数で議会活動がなされています。議員数の削減により、議員活動の範囲が拡大するとともに、議員1人当たりの担われる市民数も増加しておる状況にあります。議員報酬につきましては、合併協議会における調整方針のただし書きで、議会議員の報酬額については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定による特例が終了した時点で見直しを図るものとすると言われていたことから、平成21年度この審議会に対して議員報酬の改定に係る諮問を行い、増額することが妥当であるとの答申をいただきました。これを受けて、平成22年3月議会に、平成22年4月1日から議員報酬を増加する条例改正案を提案したところですが、施行日を次回任期の開始日である平成24年4月11日からとすると、このような議会での修正を経て可決をされたところがございます。こうした経緯を踏まえて、常勤のこの議会議員の議員報酬等につきましては、以下のとおり扱いたいと考えておりますというところで、議会議員の報酬月額につきましては、さきの審議会で4月1日から議長にあっては1万円増額となる39万等々というふうなただいまの修正の条例のことを記しておりますが、このことは本年4月1日から増額となるべきところを、実際には相当額が減ぜられている状況にあることから、本年の人事院勧告をもっても議員報酬の減額を行う予定は持たないと」、このようなことで市長からの諮問が審議会になされたところがございます。報酬審議会からは、この諮問に対しましては、議会議員の報酬月額については昨年度当審議会が増額を妥当とする答申を行い、これを受けて平成22年4月1日から議員報酬月額を増額する条例改正案が提出をされましたが、議会での修正を経て次回の任期開始日である平成24年4月11日からの施行とされた経緯があると。これは平成22年4月1日から議員報酬が増額となるべきところを、当該増額分が減ぜられている状況であることから、今般、議会議員の報酬月額を減額することなく据置きとすることについては、妥当なものと認めると、こういうふうな諮問と答申の経緯を踏まえて、今般のこの一部改正の中の改正の項目としては、今の御指摘の点については含めておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは質疑を終結し、討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） この提案でございますが、期末については他の特別職、あるいは職員も同様にこういう形になっておるということで認めるというように私は思っておりますが、報酬

月額については、議員だけは事実上本来ならば上げるべきところを上げずにいるのだから、その分を考慮して今回は俸給には影響をさせないというような判断であるというふうに思います。市長のそういった諮問があり、また報酬審議会の答申もあったということですが、私はあくまで議員の報酬というものは、いろんなこういう論議を通じてそれぞれの地方議会で決められていきますので、その辺の論議が非常に大事だというふうに私思っております。今回は、この議会が2年間は引き上げをしないということを決めたのですから、この報酬が妥当であるというように認めたというように考えております。その中で、そうやって増額を延期したことをもって、今回必要ないんではないかというような結論が出されたようではすけれども、非常にここ10年来、もっとになりますか、かなり職員の給料が下がっておる、しかも岐阜県の中で非常に低い形になっておる郡上市の職員の給与もわずかでありましたが、月額500円どんだけという引き下げられるというふうに聞いております。後ほど提案されるようではすけれども、そういう中で議員はそれは考慮されないということは、どうも納得できませんし、気持ちの上でも職員もそういう負担を強いられる中で、議員は別だというようなことは問題ではないかというふうに思いますので、この提案については反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 賛成の討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決を行います。

採決は挙手にて行います。

議案第168号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 賛成多数であります。よって、議案第168号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第169号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程4、議案第169号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第169号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年11月29日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、常勤の特別職職員の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとするというものでございます。

1枚めくっていただきますと、今回の改正の本文がでございます。

1段置きまして、第5条第2項中「100分の195」を「190」に、「100分の220」を「100分の205」に改める。この点につきましては、ただいまの議会議員の皆様様の期末手当を、0.2ヵ月減ずるものと同じ措置でございます。

加えまして、第3項におきまして、当分の間、第3条の規定にかかわらず、別表中「84万8,000円」とあるのは「83万4,000円」に、「67万9,000円」とあるのは「66万8,000円」とするというところでございます。

施行の期日につきまして書いておりますが、先ほどの前の改正条例の同じ意味での100分の200ということになっております。よろしく願いいたします。

もう1枚めくっていただきますと、新旧対照表がでございます。第5条におきまして、下線のあるところの改正でございますが、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の205を乗じて得た額ということで、これまでに対しまして先ほどと同様に4.15月につきまして、3.95月に議員の皆様と同じように減ずるというものでございます。

加えまして、附則の3にありますように、これを加えます。先ほど読み上げましたが、下にあります別表はそのままの金額としておりますが、これから市長におきましては、1万4,000円の月額をここから減ずると、副市長につきましては1万1,000円の額を減ずるということでございます。このことの意味につきましては、先般の、いわゆる人事院勧告の中身にありました、いわゆる55歳以上を超える職員、これがいわゆる民間との対比の中でおおむね1.5%程度の減額を要する格差が生じておるというところと、それから、いわゆる全体の給料表の改定分0.1%を足しました額が1.6%になるところでございますが、これは市長みずから職員の55歳を超える6級在職の今回この対象になる職員と同じように1.6%を市長としては減ずる措置をとりたいということでございます。84万8,000円に対しましての1.6%が1万3,568円、副市長67万9,000円に対しまして1.6%が1万864円というふうな数字でございますが、市長の指示によりまして月額1万4,000円を減ずる、副市長につきましては1万1,000円を減ずるという措置をとらせていただくというものでございます。なお、現在は、いわゆる特例減額が別の条例で施行されておりますので、市長の実質の支給額は75万600円、副市長につきましては63万4,600円という額になります。市長は10%の特例の減額措置、副市長につきましては5%の減額措置が現在別の条例で施行をされておるところでございます。

なお、当分の間という表現につきましては、いわゆる55歳を超える職員の1.5%の別枠の減額率の適応が暫定措置とされておりますので、これに倣いましてこの次の人勧等を参考にして

改定をするまでの当分の間という意味におきまして、附則の3の冒頭のところで、「当分の間」というふうな表現をさせていただいております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第169号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第169号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第170号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程5、議案第170号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第170号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年11月29日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、教育長の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、今般の改正の本文がございますが、1行を置きまして、附則のところから読ませていただきます。

附則の第1項とし、附則に次の1項を加える。

2. 当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、「57万9,000円」とあるのは「57万円」とするということでございます。

附則施行は12月1日からでございます。

1枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。教育長の給与に関する条例でございますが、この附則におきまして、先ほどと同じように当分の間、教育長の給料につきまして、「57万9,000円」を「57万円」とするということでございます。前の一部改正と同じ経緯でござ

ございます。教育長につきましては、先ほどの55歳を超える職員の減額の率の1.5%を加えまして、給料表全体の0.1%の改定というものを足す1.6%の割合で減ずるということにつきまして、現給の57万9,000円に対しまして1.6%が9,264円でございます。市長の指示によりまして9,000円という額で、これも報酬審議会に諮問をし、答申をされた妥当なものだとされたところでございます。教育長におきましても、5%の特例減額率が適応されておきまして、実質的な支給につきましては、54万1,500円という金額になるところでございます。

当分の間という措置につきましては、前の条例改正と同じ意味でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第170号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第170号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第171号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程6、議案第171号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第171号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年11月29日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、平成22年人事院勧告並びに一般職職員の給与に関する法律等の改正に基づき職員の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

なお、冒頭の御報告ですが、この法律関係であります。国の法律の議案は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案ですが、これは国が先週のうちに衆参可決されております。御報告を申し上げます。

それで、1枚めくっていただきますと、非常に文字がたくさん並んでおります。給料表等もありまして、非常に複雑な今般の一部改正となっております。この一部を改正する条例を今までの条例の上に制定をしていくものでありまして、非常にちょっとわかりにくい面がありますので、新旧対照表でも御説明を申し上げないかと思っておりますが、大変恐れ入ります、お許しただければ、お手元にお配りをしております資料によりまして御説明を申し上げたいと思います。若干資料が重複して配付した部分がございますが、大変申しわけなく思っております。よろしく願いいたします。

趣旨につきまして、お手元の資料によりまして趣旨の御説明をさせていただきます。

まず、この人事院勧告の要旨が大きな第1として掲げております。その中で月例給、いわゆる月々の給料でございます。

ア、当分の間、55歳を超え6級以上の職員の給料月額を減額支給とするということで、1.5%、先ほど来申し上げておるところですが、こういうふうな勧告がございます。郡上市におきましては現在6級の該当が17名いますが、かつ55歳を超えるという両方の条件にかかる者が13名ということでございます。

イです。医療職俸給表(一)を除き、いわゆる医師、歯科医師を除く俸給表を改定するという部分でございます。先ほど申し上げたように0.1%ということになっております。

それから、ウの方ですが、経過措置額として、いわゆる現給保障の取り扱いをしておる部分がございます。平成18年4月1日から実施をされました給与構造改革に伴って、新たな俸給表の適応がなされ、これにより俸給月額は平均4.8%、最大で7%のマイナスとなりましたが、現給保障という形で経過措置が設けられております。平成18年4月1日から適応される給料が、18年3月31日まで適応されていた給料よりも低い場合は、18年3月31日の給与により4月1日以降も支給すると、いわゆるその現時点における給料の額を下回らないような現給保障が措置として経過措置がとられておるところでございます。

俸給表のマイナス勧告に合わせて、現給保障の基礎となる給料月額に99.59を乗じて得た額を支給すると、いわゆる現給保障をされておるもとの数字を今般改定する際の調整として0.41%が示されておるところでございます。

※の1にありますように、99.59は平成21年人事院勧告の際に、現給保障の基礎となる給料月額に0.24%を減ずる措置がなされ、本年度の行政職給料表の最大改定率0.17%を加えた調整率でございます。これにより、職員に適応される減給率については相違があるということになります。

平均的にいいますと、職員1人当たり一月当たりの平均587円の減額ということになるというところがございます。

また、表の中では当然出てきますけれども、いわゆる若年層の格差は逆に公務員給与の方が低い部分があるということもありまして、今般の改定におきましても、いわゆる若年層の給料の減額はなされないというところがございます。そういうふうな措置の中でとられております。

それから、(2)で特別給、期末・勤勉手当であります。これは平成22年12月及び23年6月以降の支給割合を22年度以降の年間支給月数を0.2月分引き下げると。現行の4.15月を勧告後は3.95月にするというものがございます。

平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、本年度勧告は、給料表の引き下げ改定のため遡及適応は実施をしないと。

ただし、1枚めくっていただきますと、年間の給与で見て公務と民間の均衡が図られるよう、12月の期末手当から今般支給する期末手当でございますが、4月から11月までの月例給及び6月期末・勤勉手当に係る格差相当分の率を乗じて得た額を減額調整しますよということにしてあります。この格差相当分の減額率は0.28%でございます。ただし、給料表の改定を受けない職員、医療職俸給表(一)医師、歯科医師につきましては除くということになります。

こうした、いわゆる人事院勧告を受けまして、郡上市においては法律等、あるいは国の示す準則等を参考にさせていただきます。これを適応させていただくということで、大きい2にあります改正条例解説とございますけれども、以下の改正内容となっております。

第1条関係、これはいわゆる改正条例の第1条関係でございますが、郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正するというので、その(1)が期末・勤勉手当の改正でございます。表の全体のところの下を見ていただきますと、4.15月を改正後は3.95月にするということで、人勧どおり適応させていただくというものでございます。括弧の中は、いわゆる5級、6級の幹部職員ですが、特定幹部職員、いわゆる管理職になりますが、期末手当がより割合が大きい職員は、いわゆる一般職員でございます。勤勉手当の割合とこの割合が近接しておる者が、これはいわゆる特定幹部職員でございます。これは、いわゆる査定をより反映させるという意味において、一般職員につきましては、期末手当の方が大きいということです。申しわけありません、ちょっと今誤りましたが、いずれにしても括弧の中が特定幹部職員でございます。期末手当の割合が大きい者が一般職員でございまして、括弧内が幹部職員ということでございます。割合としますと、改正前が「2.75」の期末手当に対しまして、これは一般です、「2.60」にする。特定幹部職員につきましては、「2.35」を「2.20」にする。勤勉手当につきましては、「1.4」月を「1.35」にする、これが一般職でございまして、「1.8」月を「1.75」にするというのが特定幹部職員でございます。合計の割合は「4.15」を「3.95」月にするということで同じでございます。

それから(2)、55歳を超える6級以上職員の減額措置につきましては、先ほどのとおりで

ございまして、当分の間、55歳を超える職員について、医療の1表を除くわけですが、給料月額、期末手当及び勤勉手当、並びに休職者の給与の支給額を1.5%の一定率で減ずるという措置でございます。

(3) 給料表の改定、国家公務員に準じて各給料表をマイナス改定をするということでございます。初任給を中心とした若年層及び医療職給料表1表、医師・歯科医師、これは据え置きというふうにしております。

第2条関係でございます。これも職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、期末・勤勉手当の改正で、これは来年の23年4月1日に施行するというものでございます。これも合計でいきますと、同じ3.95を既に減じておりますので、それを3.95にいたしますが、いわゆる特定管理職員、あるいは一般職員の中の配分割合を変更するものでございます。

第3条関係でございます。郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例というものがございまして、その一部を改正するということになります。平成22年12月1日の施行ということで、(1) 給料の切りかえに伴う経過措置の変更でございます。先ほど申し上げた現給保障者に対する調整の割合であります。先ほど申し上げましたように、平成18年4月1日の給料の切りかえに伴い、経過措置として切りかえ後の給料が、切りかえ前の給料に達しない場合にその差額を支給するという、いわゆる現給保障ですが、21年の減給改定対象者である場合、切りかえ前の給料月額に調整額を乗ずるということです。郡上市におきましては、この表の上の2段が該当になりますが、1段目と2段目で、合わせまして、この現給保障として今取り扱っておる職員が117人でございます。このうち、55歳以上の特定職員と書いてあります表のところの該当が、内数で5名でございます。これを改定前0.24%でございましたが、先ほどの1.5%が55歳を超える場合にはプラスになってきますので、その場合は1.5%プラス0.41で、1.91%の減額率ということになります。そうでない職員につきましては、0.41%を現給保障のもとの数字に掛けて減額をするという措置を行うところでございます。

附則関係、1. 平成22年に12月に支給する期末手当に関する特例措置。

今年度の給与改定におけるマイナス改定分については、12月期の期末手当において、改定前基準による4月から施行日の属する月の前の月11月までの間の既支給月額分を次のように調整するというので、これを是正すると。

対象となる職員は、本年人事院勧告に基づく給料表改定を行った際、現に減額がなされた者に限るということで、いわゆる0.28%を12月分の期末手当の支給額から減ずるということとなります。

読ませていただきますが、ア、新条例の支給基準に基づく1.35月分の期末手当。これに対しまして、イ、平成22年4月から11月に支給された給与、これの100分の0.28%。それと平成22

年6月期に支給された期末・勤勉手当の合計額の100分の0.28ということで、この部分につきましては、12月の期末手当の支給額から、この分を減ずるという措置をとりまして、4月以降の分の調整を行うということとしております。

大変長くなりまして申しわけありません。複雑な部分がございますので、別の資料でもって御報告を申し上げたところでございます。

以上のような改正の中身でございますが、議案第171号の表紙を1枚めくっていただきますと、今般の改正の本文がございます。1ページにあります第1条の関係が、期末手当、あるいは勤勉手当に関するもの。附則の第15条のところで、55歳を超える6級職以上の減額措置の関係等々がございます。

2ページにつきましては、それぞれ給料月額、期末手当、勤勉手当等々のことの規定をさせていただきますまして、4ページのところで別表1の第3条関係の改定する別表を記載していただいております。

9ページには、医療職給料表の2表の方を上げております。

13ページには、医療職給料表の3表の方を改定した後の給料表を掲載させていただいております。

それからずうっといきまして、18ページのところに、いわゆる第2条、職員の給与に関する条例の一部を改正するというところで、先ほどの中身、第23条の4の第2項及び第3項の中の割合を変更する分について掲載をさせていただいております。

それから、19ページが第3条関係でございます。合計で1条、2条、3条という構成となっておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、22ページを超えまして、その次のページからが新旧対照表でございます。下線を示しておるところが、それぞれ今般の改正内容となるところでございます。

かいつまんで御説明申し上げますが、新旧対照表の23条の4のところにつきましては。期末手当、これは55歳を超える6級以上の職員について、期末手当1.5%相当を減ずるという分の追加の部分の附則のところでございます。この2項につきましては、期末手当の一般職の改定分について掲載をさせていただいております。

以下、ただいま先ほどの資料に基づいて御説明申し上げたようなところが、すべて数字の上で細かく新旧で掲載をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

大きな変化としましては、4ページのところの附則のところで、当分の間、55歳を超え6級以上の職員の1.5%の暫定措置につきまして、加えて掲載をさせていただいております。

非常に多岐にわたりますので、先ほどの説明資料を反映させた新旧の説明表でございますので、よろしく願いをいたします。ちょっと説明に不手際がありまして、大変申しわけありま

せん。

以上をもちまして、議案第171号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 質問ですが、資料の3ページのところの真ん中辺で、第3条関係の表のすぐ上のところのずうっと書いてありまして、切りかえ前の給料月額に調整額を乗ずると書いてあるもので、額を乗ずるとちょっとおかしいなと思うんですが、これ率の間違いかなあと思いついておいたんですが、全体に十分よう理解しておらんもので申しわけないけど、ちょっと説明をお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの野田議員の御指摘ですけれども、3ページの第3条関係でございます。先ほど申し上げた、いわゆる現給保障のもとの数字の改定ということですが、ここにあります切りかえ前の給料月額に調整率を乗じるということになりますので、訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） この趣旨は、人事院勧告に沿って職員の給与を減額するという事で、給与についても1人当たり約578円と、月当たりというようなこと、それから期末・勤勉手当については0.2月分ということなんです。人事院勧告が出され、これは国も民間との格差の中でこういう形が起きてきて提起されておるといようなこと。新聞紙上等では、この管内閣が人事院の人件費をうんと減らすといような、ひとつ方針があつて、しかしそれには踏み込まずに、人事院勧告でよしとしたといようなことで、いろんな意見も出ておるところでございます。

しかし、私はこの人事院勧告制度そのものが本当に有効に生かされておるとい点では疑問を感じておりますし、現に10年以上にわたって勤労者の賃金が落とされ、そして景気も同じように悪くなってきておると、一部大きな企業は、内部留保をたくさんため込んでおるといようなこういう状況で、日本の経済全体が冷え込んでおるとい中で、やはりもっと大きな

観点からこれらの問題に取り組んでいかなければならんという気持ちでおりますけれども、実際これを出されたわけですし、地域、地方自治体はこれに沿って検討せざるを得ないという立場ですので仕方がない面もあります。しかし、郡上市の場合は、職員給与も非常に低くなっておりますね。今回、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思いましたが、多くの方が御存じでありますので、あえて質問もしませんでしたけれども、岐阜県の中においても郡上市の給料は低い。この合併以後も、特別減額措置も二度ほど取られておるといようなことを考えますと、郡上市の職員給与については、低い上にまた同じように減額されておるといことで、非常に厳しいものがあると。しかもそれは、地域経済も何らかの形で波及していくということを考えますと、このままではいかんなあということの思いを強くするわけでございます。そういった点で、今回のこの条例案については、このまま賛成というわけにはいかんなあという思いで反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 賛成の討論ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 8番 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥次郎君） 今、4番議員の指摘されることは、一々納得するところがあるんですが、人事院勧告の制度といったものの指示のもとに市の職員の給与ということも変えていったということで、これは先生の言われることはわかりますけれども、この件に関しては、この指示に従って議員各位の賛同をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（池田喜八郎君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 賛成多数と認め、よって、議案第171号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎報告第18号について（報告）

○議長（池田喜八郎君） 日程7、報告第18号 専決処分の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 報告第18号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成22年11月29日提出、郡上市長 日置敏明。

めくっていただきますと、専決第3号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

期日は平成22年10月14日付でございます。

一つ、損害賠償による和解の内容。

平成22年7月23日午後4時17分ごろ、郡上市八幡町島谷1443番地先、これは新栄町の市道、市民病院付近ですが、において、郡上八幡コミュニティーバス赤ルートが交差点を走行していたところへ、左側から交差点へ進入してきた相手方車両が衝突した。市は示談により損害を賠償する。

2に相手方を書いてございます。

それから、3. 損害賠償の額、1万1,822円。

過失割合でございますが、1対9でございます。市側が1でございます。

次が、専決の第4号でございます。

平成22年10月26日付でございます。

1. 損害賠償による和解の内容。

平成22年8月12日午前9時30分ごろ、郡上市大和町徳永585番地、郡上市役所大和振興事務所北側の駐車場内において、公用車がバックする際に、駐車中の相手方車両に接触した。これは、この日イベントの準備をしてございまして、2トンダンプが、相手方は乗用車でございますが、右側のフロント部分に接触したという内容のものでございます。市は示談により損害を賠償する。相手方はここに書かせていただいております。賠償の額ですが、25万6,000円でございます。10対0ということで、後方の確認を全く怠ったことでの事故でございます。

次が、専決第5号でございます。

期日が、22年11月5日付でございます。

1. 損害賠償による和解の内容。

平成22年8月10日午後2時30分ごろ、郡上市八幡町島谷228番地、郡上市役所玄関前において、公用車がバックする際に、停車していた相手方車両に接触した。これは、車を寄せるといひますか、もう少しバックして車を下げたいということで下がったわけなんです、そこに車両が来ておるということに気づくのがおくれて、接触したという内容のものでございますが、市は示談により損害を賠償する。相手方につきましては、記載してございますとおりです。賠償の額が、18万5,000円でございます。この割合につきましても、10対0ということで、市側が全く後方の確認を怠っておったということでございます。この特に4号、5号につきまして

は、2件とも十分な確認をしないまま車両を動かしたということで、職員の気持ちの緩み等もあつてのことをごさいますて、今後こういうことのないよつとということで、それぞれ職員に指導を申し上げたという状況下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（池田喜八郎君） 報告が終わつたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、以上で報告第18号を終了いたします。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、日置市長のごあいさつをいただきます。

○市長（日置敏明君） ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまは、提出をいたしました議案につきまして御議決をいただきまして、まことにありがとうございます。

朝晩大変寒くなつてまいっております。議員の皆様方には、御健康に十分留意をしていただきまして、また近く招集をさせていただきます12月定例会にお元気で御参集いただきますことをお願ひ申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

◎議長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会は、4件の議案と1件の報告について、議員各位の終始極めて真剣な審議により議了することができました。どうもありがとうございました。

議員各位におかれましては、12月には定例会が控えております。健康に留意をされまして、ますますの御活躍を祈念いたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上で、平成22年第7回郡上市議会臨時会を閉会といたします。

ありがとうございました。

（午前10時40分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 森 藤 雅 毅

郡上市議会議員 美谷添 生